

## 高根沢町学校 I C T ネットワーク整備業務 指名型プロポーザル実施要領

### 1 業務等の目的

文部科学省が新たに掲げる「G I G A スクール構想」で示された、『児童生徒が 1 人 1 台の情報端末を使用する学習環境』において、I C T 機器及び設備を最大限に活用できるネットワーク環境を実現するため、高根沢町の小中学校において学校 I C T ネットワークを整備構築する業務を委託する。

ネットワークの構築に当たっては、I C T に関する専門的知識、高い技術力、豊富な経験のほか、総合的かつ高度なシステムインテグレーション能力が求められることから、本業務に最も適した事業者を見極めるため、指名型プロポーザルを実施するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

高根沢町学校 I C T ネットワーク整備業務

#### (2) 業務場所（利用場所）

高根沢町立小中学校 8校

- ・阿久津小学校 高根沢町大字宝積寺 1178
- ・中央小学校 高根沢町大字石末 2247-1
- ・東小学校 高根沢町大字太田 752
- ・上高根沢小学校 高根沢町大字上高根沢 2080
- ・北小学校 高根沢町大字飯室 876
- ・西小学校 高根沢町光陽台 3-2-3
- ・阿久津中学校 高根沢町大字中阿久津 1470
- ・北高根沢中学校 高根沢町大字太田 753

#### (3) 業務内容

- ①ネットワーク構築に必要な現地調査
- ②ネットワーク構築に必要な物理設計、論理設計
- ③既存ネットワークからの切り替え計画設計、実装
- ④ネットワーク構築に必要な通信機器、部材等の調達
- ⑤ネットワーク構築に必要な配線等の工事
- ⑥ネットワーク構築に必要な通信機器等の設置、通線テスト
- ⑦ネットワーク構築に必要な通信機器等の設定
- ⑧ネットワーク切替時における各種調整と通信確認
- ⑨構築したネットワークの運用に必要な各種文書の作成
- ⑩構築したネットワークの運用保守業務の提案

#### (4) 構築要件及び基本仕様

別紙「高根沢町学校 I C T ネットワーク整備業務基本仕様書」のとおり

#### (5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 5 日まで

- (6) 委託料の上限額  
150,000,000 円 (税込)

- 3 プロポーザル方式の種別  
指名型プロポーザル方式

4 参加形態

本業務中に工事を含むこと、併せて、高度なシステムインテグレーション能力が求められること等の特殊事情に鑑み、参加事業者は高根沢町入札参加登録事業者の中から協力事業者を指定して業務の一部を委託することができるものとする。この場合において、参加事業者は、提案企画書の「実施体制」の項目に、協力事業者について記載すること。

5 選定スケジュール

項目	期日
指名業者への通知	令和2年5月18日(月)
プロポーザル実施要領等に対する質問書の受付期限	令和2年5月25日(月)午後4時まで
現地調査が可能な期間 (希望日の1週間前までに申込)	令和2年5月26日(火)から 令和2年5月29日(金)まで
プロポーザル実施要領等に対する質問書の回答期日	令和2年6月1日(月)
参加承諾・辞退届提出期限	令和2年6月2日(火)午後4時まで
企画提案書等提出期限	令和2年6月9日(火)午後4時まで
企画提案内容に対する質問書の送付 (審査委員会から提案者へ)	令和2年6月12日(金)午後4時まで
企画提案内容に対する質問の 回答期限(提案者から審査委員会へ)	令和2年6月15日(月)午後4時まで
企画提案審査	令和2年6月16日(火)
結果通知	令和2年6月下旬
契約書の締結	令和2年7月中旬

6 担当課

(1) 事業担当課

高根沢町教育委員会事務局学校教育課

担当：小林

住所：〒329-1225 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1825番地

電話：028-675-1037 FAX：028-675-6820

E-mail：gakkyou@town.takanezawa.tochigi.jp

(2) プロポーザル審査委員会事務局・契約担当課

高根沢町総務課

住所：〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

電話：028-675-8101 FAX：028-675-2409

E-mail：kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp

## 7 選定の手順・手続

### (1) 参加承諾・辞退届

町は、高根沢町物品納入等業者選考委員会において指名された事業者に、指名について通知する。通知を受けた事業者は、「(様式1) 参加承諾・辞退届」を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限：令和2年6月2日（火） 午後4時まで
- ② 提出方法：持参又は郵送に限る。郵送の場合でも上記提出期限までに6（1）の事業担当課に到着するものとし、簡易書留又は一般書留での郵送に限る。

### (2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり「(様式2) 質問書」を、6（1）の事業担当課へ提出すること。

- ① 提出期限：令和2年5月25日（月） 午後4時まで
- ② 提出方法：電子メールで提出。メール件名は「【会社名】高根沢町学校ICTネットワーク整備業務質問書」とし、送信後に電話で着信確認すること。
- ③ 回答方法：すべての指名事業者に対して、電子メールで回答する。
- ④ 回答期日：令和2年6月1日（月）
- ⑤ その他：質問の回答は、本要領及び基本仕様書の一部として取り扱う。

### (3) 現地調査

- ① 調査可能期間：令和2年5月26日（火）から令和2年5月29日（金）まで
- ② 申込方法：現地調査を希望する者は、希望日の1週間前までに、6（1）の事業担当課に連絡して許可を得ること。現地調査を実施する際は、学校運営に支障のないよう訪問時間や内容について考慮すること。
- ③ 現地調査に参加する者の人数は、1事業者当たり3名までとすること。
- ④ 現地調査における質疑等については回答しない。

### (4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を承諾した事業者は、次のとおり提出書類を6（1）の事業担当課へ提出すること。

- ① 提出書類
  - (ア) 企画提案書：正本1部・写し17部・PDFデータ
  - (イ) (様式3) 機器機能確認表：正本1部・写し17部・EXCELデータ
  - (ウ) 見積書及び見積内訳書：正本1部・写し17部・PDFデータ
- ② 提出期限：令和2年6月9日（火）午後4時まで
- ③ 提出方法：持参に限る。電子データは、CD-R又はDVD-Rで提出すること。
- ④ 留意事項
  - (ア) 提出書類の内容について、後日本町から疑義照会等を行うことがある。
  - (イ) 提出書類の提出後の差替え、追加、変更、削除等は認めない。
  - (ウ) 提出書類は、高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成10年高根沢町条例第1号）に基づく開示請求の対象となる。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
  - (エ) 業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属する。

#### (5) 企画提案内容に対する質疑応答

企画提案内容に対し、プロポーザル審査委員会から質問がある場合は、令和2年6月12日（金）午後4時までに、当該企画提案書の提出事業者に対し、電子メールにて質問書を送付する。

質問を受けた事業者は、令和2年6月15日（月）午後4時までに、6（2）のプロポーザル審査委員会事務局あて電子メールにて回答すること。その際、送信後に電話で着信確認をすること。

質問が無い事業者に対しても、質問が無い旨を通知するものとする。

なお、質問書に対する回答は、プロポーザル審査委員会が企画提案内容を理解するための補足資料として取り扱うものとする。また、質問書を送付したにもかかわらず期限までに回答が無かった場合、企画提案内容の解釈はプロポーザル審査委員会にゆだねられるものとする。

### 8 企画提案書等の作成要領

#### (1) 企画提案書の構成

企画提案書（様式任意）には次の表の項目について項目順に記載すること。

項番	項目	記載内容
1	概要、コンセプト	本町の現状及び整備計画を踏まえ、パソコン端末1人1台環境におけるネットワーク整備方針・提案コンセプトを記載すること。
2	実施体制	提案事業者、下請け、再委託先業者及び協力事業者等の概要（代表者、従業員数、事業所・営業所所在地等）、連絡体制、本事業に必要な保有資格を記載し、正本のみ、資格を証する書類の写しを付けること。
3	工程	事業全体のスケジュールを記載すること。 構築業務における事業者と本町の役割分担を明示すること。
4	設計	本町の整備計画や、提案コンセプトを踏まえ、パソコン端末1人1台環境における効果的活用には十分配慮した上で、設計の考え方について記載すること。
5	選定機器	本町の整備計画や、提案コンセプトを踏まえ、パソコン端末1人1台環境における効果的活用には十分配慮した上で、選定した機器と選定理由を記載すること。
6	施工	児童生徒や校舎等への影響を踏まえた上で、施工方法や施工管理の特徴を記載すること。
7	設定	円滑な導入や移行に配慮した上で、設定方法や品質管理の特徴を記載すること。
8	ネットワーク切替	円滑な導入や移行に配慮した上で、ネットワーク切替に対する基本方針を記載すること。
9	追加提案	仕様書にない提案を記載すること。
10	I C T活用支援、サポート	今後、I C T設備を最大限活用していく上で実施可能な支援、サポート内容を記載すること。
11	維持管理、運用保守の提案	構築したネットワークの維持管理・運用保守に関する提案を記載すること。併せて提案に係る概算費用を記載すること。

## (2) 企画提案書の規格

- ① A4判、横書きで、表紙目次等を含め50ページを限度とすること。印刷は両面印刷とし、表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を付すこと。
- ② 企画提案書は、長辺2か所止め又はフラットファイルに綴じてまとめること。
- ③ 表紙に会社名・代表者を記入し、正本のみ、表紙に押印すること。
- ④ 記載内容は、できる限り専門用語を使用せず平易で分かりやすい言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すること。
- ⑤ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。
- ⑥ 企画提案書に記載した内容は、企画提案書の構成10項目及び11項目以外は見積金額の範囲内で実施可能なものとする。

## 9 機器機能確認表の作成要領

「(様式3) 機器機能確認表」について、対応する記号を次のとおり「対応区分」欄に記載して提出すること。

- (1) 基本仕様の要件については、対応している場合には「○」の記号を記載し、対応していない場合には「×」の記号を記載する。
- (2) 基本仕様以外の要件については、対応している場合には「○」の記号を記載し、対応していない場合には記載せず空欄とする。

## 10 見積書及び見積内訳書の作成要領

見積書は次の(1)・(2)の合計額、見積内訳書は(1)・(2)のそれぞれの区分ごとに費用を算出して提出すること。なお、消費税及び地方消費税額は含まない見積金額とすること。

### (1) ネットワーク機器及びネットワーク構築費用

- ① 現地調査、ネットワーク設計費用
- ② ネットワーク配線費用
- ③ ネットワーク機器、ソフトウェア費用
- ④ ネットワーク導入設計、構築費用
- ⑤ サーバ機器、ソフトウェア費用
- ⑥ サーバ設計、構築費用

### (2) 電源キャビネット設置費用

- ① 充電保管庫、設置費用

## 11 審査の実施等

### (1) 審査の実施

プロポーザルの審査は、高根沢町プロポーザル実施要綱第7条に基づき、プロポーザル審査委員会において決定した審査方法、審査基準等により、プロポーザル審査委員会が実施する。

## (2) 審査結果通知

審査結果は、審査結果通知書により郵送で通知する。

### 1.2 契約の締結

契約候補者として選定された事業者と契約に向けた交渉を行い仕様書の調整を行う。確定した仕様書に基づき、改めて見積書の提出を受け、仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約とする。

なお、契約候補者との契約協議において、双方が合意に至らなかった場合には、契約候補次点者との協議を行う。

### 1.3 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 契約までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
  - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
  - ③ 高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 21 年高根沢町告示第 197 号）に基づく指名停止中の者

### 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認められるときは、本プロポーザルを延期もしくは中止又は審査方法を変更することがある。
- (3) 参加承諾後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退について届け出ること（様式任意）。